伊　議　第　５　号

令和７年５月８日

殿

伊勢原市議会

議長大山　　学

令和７年伊勢原市議会５月臨時会の招集について（通知）

令和７年伊勢原市議会５月臨時会を招集する旨、別紙写しのとおり告示されましたので、同日午前９時３０分までに伊勢原市議会議場に参集願います。

併せて、議事日程及び会議資料を別添のとおり送付いたします。

以　上

㊞

伊勢原市告示第１１７号

令和７年伊勢原市議会５月臨時会を次のとおり招集する。

令和７年５月８日

伊勢原市長　萩　原　鉄　也　　印

１　期　日　　令和７年５月１５日（木）

２　場　所　　伊勢原市議会議場

３　付議事件

⑴　専決処分の承認について（伊勢原市税条例の一部を改正する条例）

⑵　専決処分の承認について（伊勢原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

⑶　令和７年度伊勢原市土地開発公社の事業計画・予算及び資金計画について

⑷　令和７年度一般財団法人伊勢原市事業公社の事業計画及び予算について

⑸　伊勢原市議会常任委員の選任について

⑹　伊勢原市議会運営委員の選任について

⑺　議会運営委員会の調査事件及び継続調査期限について

令和７年伊勢原市議会５月臨時会議事日程

令和７年５月１５日（木）午前９時３０分開会

（第１日）

日程第　１			会期の決定
日程第　２			会議録署名議員の指名
日程第　３			諸報告
日程第　４	承認第	２号	専決処分の承認について（伊勢原市税条例の一部を改正する条例）
日程第　５	承認第	３号	専決処分の承認について（伊勢原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
日程第　６	報告第	３号	令和７年度伊勢原市土地開発公社の事業計画・予算及び資金計画について
日程第　７	報告第	４号	令和７年度一般財団法人伊勢原市事業公社の事業計画及び予算について
日程第　８			伊勢原市議会常任委員の選任について
日程第　９			伊勢原市議会運営委員の選任について
日程第１０			議会運営委員会の調査事件及び継続調査期限について

承認第２号

専決処分の承認について

伊勢原市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第３項の規定により報告し、承認を求める。

令和７年５月１５日提出

伊勢原市長　萩　原　鉄　也

専　決　処　分　書

伊勢原市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分をする。

令和７年３月３１日

伊勢原市長　萩　原　鉄　也

理由

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和７年法律第７号）が令和７年３月３１日に公布され、その改正規定の一部が同年４月１日から施行されることに伴い、緊急に固定資産税、軽自動車税及び都市計画税に関して所要の改正を行う必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法第１７９条第１項の規定により専決処分をする。

伊勢原市税条例の一部を改正する条例

伊勢原市税条例（昭和３０年伊勢原市条例第４６号）の一部を次のように改正する。

第７８条第１号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ　２輪のもので、総排気量が０．１２５リットル以下かつ最高出力が４．０キロワット以下のもの　年額　２，０００円

附則第６条の６に次の１項を加える。

２　市長は、法附則第１５条の９の３第１項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成１２年法律第１４９号）第５条の２第１項に規定する管理組合の管理者等から法附則第１５条の９の３第２項に規定する期間内に施行規則附則第７条第１７項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第１５条の９の３第１項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第１項の規定を適用することができる。

附則第１９条中「第４５項」を「第４４項」に改める。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第２条　この条例による改正後の伊勢原市税条例（以下「新条例」という。）附則第６条の６第２項の規定は、令和７年度以後の年度分の固定資産税について

適用し、令和６年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第３条　新条例第７８条（第１号に係る部分に限る。）の規定は、令和７年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和６年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第４条　新条例附則第１９条の規定は、令和７年度分以後の年度分の都市計画税について適用し、令和６年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

参考資料

伊勢原市税条例新旧対照表（１／３）

現　　行	改　正　案
目次　（略） 第１章　（略） 第２章　普通税 第１節・第２節　（略） 第３節　軽自動車税 第７６条～第７７条の７　（略） （種別割の税率） 第７８条　次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、１台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 ⑴　原動機付自転車 ア　総排気量が０．０５リットル以下のもの又は定格出力が０．６キロワット以下のもの（エに掲げるものを除く。）　年額　２，０００円 イ　２輪のもので、総排気量が０．０５リットルを超え、０．０９リットル以下のもの又は定格出力が０．６キロワットを超え、０．８キロワット以下のもの　年額　２，０００円 ウ　２輪のもので、総排気量が０．０９リットルを超えるもの又は定格出力が０．８キロワットを超えるもの　年額　２，４００円 エ　（略）	目次　（略） 第１章　（略） 第２章　普通税 第１節・第２節　（略） 第３節　軽自動車税 第７６条～第７７条の７　（略） （種別割の税率） 第７８条　次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、１台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 ⑴　原動機付自転車 ア　総排気量が０．０５リットル以下のもの又は定格出力が０．６キロワット以下のもの（ウ及びオに掲げるものを除く。）　年額　２，０００円 イ　２輪のもので、総排気量が０．０５リットルを超え、０．０９リットル以下のもの（ウに掲げるものを除く。）又は定格出力が０．６キロワットを超え、０．８キロワット以下のもの　年額　２，０００円 ウ　２輪のもので、総排気量が０．１２５リットル以下かつ最高出力が４．０キロワット以下のもの　年額　２，０００円 エ　２輪のもので、総排気量が０．０９リットルを超えるもの（ウに掲げるものを除く。）又は定格出力が０．８キロワットを超えるもの　年額　２，４００円 オ　（略）

伊勢原市税条例新旧対照表（２／３）

現　　行	改　正　案
⑵・⑶　（略） 第７９条～第８７条　（略） 第４節・第５節　（略） 第３章　（略） 附　則 第１条～第６条の５　（略） （大規模の修繕等が行われたマンションに対する税額の減額措置を受けようとする者がすべき申告） 第６条の６　（略）	⑵・⑶　（略） 第７９条～第８７条　（略） 第４節・第５節　（略） 第３章　（略） 附　則 第１条～第６条の５　（略） （大規模の修繕等が行われたマンションに対する税額の減額措置を受けようとする者がすべき申告） 第６条の６　（略） ２　市長は、法附則第１５条の９の３第１項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成１２年法律第１４９号）第５条の２第１項に規定する管理組合の管理者等から法附則第１５条の９の３第２項に規定する期間内に施行規則附則第７条第１７項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第１５条の９の３第１項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第１項の規定を適用することができる。
第６条の７～第１８条　（略） （都市計画税に係る読替規定） 第１９条　法附則第１５条第１項、第９項、第１３項、第１５項、第１６項、第３１項、第３２項若しくは第４５項、第１５条の２第２項、第１５条の３又は第６３条の規定の適用がある各	第６条の７～第１８条　（略） （都市計画税に係る読替規定） 第１９条　法附則第１５条第１項、第９項、第１３項、第１５項、第１６項、第３１項、第３２項若しくは第４４項、第１５条の２第２項、第１５条の３又は第６３条の規定の適用がある各

伊勢原市税条例新旧対照表（３／３）

現　　行	改　正　案
年度分の都市計画税に限り、第１４０条第２項中「又は第３３項」とあるのは「若しくは第３３項又は附則第１５条から第１５条の３まで若しくは第６３条」とする。 第２０条～第２３条　（略） 別表第１・別表第２　（略）	年度分の都市計画税に限り、第１４０条第２項中「又は第３３項」とあるのは「若しくは第３３項又は附則第１５条から第１５条の３まで若しくは第６３条」とする。 第２０条～第２３条　（略） 別表第１・別表第２　（略）

伊勢原市税条例の改正要旨

<table>
<tr><th>税目及び改正内容</th><th>市税条例</th><th>地方税法</th></tr>
<tr><td colspan="3">固定資産税</td></tr>
<tr><td>○　長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税の減額措置に係る申告手続の見直し
　マンション管理組合の管理者等から市長に必要書類等の提出があり、減額措置の要件に該当すると認められるときは、当該マンションの区分所有者から減額措置に係る申告書の提出がなかった場合においても、当該減額措置を適用することができるとする規定を追加する。</td><td>附則第６条の６</td><td>法附則第１５条の９の３</td></tr>
<tr><td colspan="3">軽自動車税（種別割）</td></tr>
<tr><td>○　税率区分の見直し
　軽自動車税種別割の標準税率の区分が見直され、原動機付自転車のうち２輪のもので、「総排気量が１２５ｃｃ以下かつ最高出力が４．０ｋW以下のもの」（＝「新基準原付」）が追加されたことに伴い、所要の規定事項を整理する。
（税率：２，０００円／年）
【R7.3.31 まで】
<table><tr><th>総排気量</th><th>税率</th><th>標識の色</th></tr><tr><td>総排気量50cc以下又は定格出力0.6kW以下</td><td>2,000円/年</td><td>白</td></tr><tr><td>総排気量90cc以下又は定格出力0.8kW以下</td><td>2,000円/年</td><td>黄色</td></tr><tr><td>総排気量125cc以下又は定格出力1.0kW以下</td><td>2,400円/年</td><td>桃色</td></tr></table>⇒
【R7.4.1 から】
<table><tr><th>総排気量</th><th>税率</th><th>標識の色</th></tr><tr><td>総排気量50cc以下又は定格出力0.6kW以下</td><td>2,000円/年</td><td>白</td></tr><tr><td>総排気量125cc以下かつ最高出力4.0kW以下</td><td>2,000円/年</td><td>白</td></tr><tr><td>総排気量90cc以下又は定格出力0.8kW以下</td><td>2,000円/年</td><td>黄色</td></tr><tr><td>総排気量125cc以下又は定格出力1.0kW以下</td><td>2,400円/年</td><td>桃色</td></tr></table></td><td>第７８条</td><td>法第４６３条の１５</td></tr>
<tr><td colspan="3">その他</td></tr>
<tr><td>○　地方税法の改正に伴う引用条項ずれの整理
　都市計画税に係る読替規定</td><td>附則第１９条</td><td>法附則第１５条</td></tr>
</table>

承認第３号

専決処分の承認について

伊勢原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第３項の規定により報告し、承認を求める。

令和７年５月１５日提出

伊勢原市長　萩　原　鉄　也

専　決　処　分　書

伊勢原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分をする。

令和７年３月３１日

伊勢原市長　萩　原　鉄　也

理由

地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（令和７年政令第１１９号）が令和７年３月３１日に公布され、その改正規定の一部が同年４月１日から施行されることに伴い、緊急に伊勢原市国民健康保険税条例について所要の改正を行う必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法第１７９条第１項の規定により専決処分をする。

伊勢原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

伊勢原市国民健康保険税条例（昭和３０年伊勢原市条例第４８号）の一部を次のように改正する。

第２１条第１項第２号中「２９５，０００円」を「３０５，０００円」に改め、同項第３号中「５４５，０００円」を「５６０，０００円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の伊勢原市国民健康保険税条例の規定は、令和７年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和６年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

伊勢原市国民健康保険税条例新旧対照表（１／２）

現　　行	改　正　案
第１条～第２０条　（略） （国民健康保険税の減額） 第２１条　次に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第２条第２項本文の基礎課税額から第１号、第２号又は第３号のア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が法第７０３条の４第１１項に規定する額を超える場合においては、その額）、同条第３項本文の後期高齢者支援金等課税額から第１号、第２号又は第３号のウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が法第７０３条の４第１９項に規定する額を超える場合においては、その額）並びに同条第４項本文の介護納付金課税額から第１号、第２号又は第３号のオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が法第７０３条の４第２７項に規定する額を超える場合においては、その額）の合算額とする。 ⑴　（略） ⑵　法第７０３条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第３１４条の２第２項第１号に規定する金額（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、同号に規定する金額に当該給与所得者等の数から１	第１条～第２０条　（略） （国民健康保険税の減額） 第２１条　次に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第２条第２項本文の基礎課税額から第１号、第２号又は第３号のア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が法第７０３条の４第１１項に規定する額を超える場合においては、その額）、同条第３項本文の後期高齢者支援金等課税額から第１号、第２号又は第３号のウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が法第７０３条の４第１９項に規定する額を超える場合においては、その額）並びに同条第４項本文の介護納付金課税額から第１号、第２号又は第３号のオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が法第７０３条の４第２７項に規定する額を超える場合においては、その額）の合算額とする。 ⑴　（略） ⑵　法第７０３条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第３１４条の２第２項第１号に規定する金額（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、同号に規定する金額に当該給与所得者等の数から１

伊勢原市国民健康保険税条例新旧対照表（２／２）

現　　行	改　正　案
を減じた数に１００，０００円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき２９５，０００円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～カ　（略） ⑶　法第７０３条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第３１４条の２第２項第１号に規定する金額（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、同号に規定する金額に当該給与所得者等の数から１を減じた数に１００，０００円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき５４５，０００円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前２号に該当する者を除く。） ア～カ　（略） ２・３　（略） 第２１条の２～第２７条　（略）	を減じた数に１００，０００円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき３０５，０００円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～カ　（略） ⑶　法第７０３条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第３１４条の２第２項第１号に規定する金額（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、同号に規定する金額に当該給与所得者等の数から１を減じた数に１００，０００円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき５６０，０００円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前２号に該当する者を除く。） ア～カ　（略） ２・３　（略） 第２１条の２～第２７条　（略）

報告第３号

令和７年度伊勢原市土地開発公社の事業計画・予算及び資金計画について

地方自治法第２４３条の３第２項の規定により別紙のとおり提出する。

令和７年５月１５日提出

伊勢原市長　萩　原　鉄　也

報告第４号

令和７年度一般財団法人伊勢原市事業公社の事業計画及び予算について

地方自治法第２４３条の３第２項の規定により別紙のとおり提出する。

令和７年５月１５日提出

伊勢原市長　萩　原　鉄　也

伊勢原市議会常任委員の選任について

伊勢原市議会委員会条例第８条第１項の規定により、次のとおり常任委員を指名する。

総務常任委員（７人）

産業建設常任委員（６人）

教育福祉常任委員（７人）

伊勢原市議会運営委員の選任について

伊勢原市議会委員会条例第８条第１項の規定により、次のとおり議会運営委員を指名する。

議会運営委員

議会運営委員会の調査事件及び継続調査期限について

議会運営委員会の調査事件及び継続調査期限を、次のとおり定める。

1　調査事件

⑴　議会の運営に関する事項

⑵　議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項

⑶　議長の諮問に関する事項

2　継続調査期限

委員の任期満了まで